特殊詐欺の被害防止のために

～　特殊詐欺ニュース　第３２号　～

コンビニ収納代行サービスを悪用した手口に注意！！

架空請求詐欺の支払手段で、コンビニ収納代行サービスを悪用した手口が増えています。この手口は、犯人から「サイトの料金未納」などの名目で、「支払番号」を告げられ、コンビニエンスストアでの支払いを指示されます。

その後、被害者がコンビニエンスストアに赴き、犯人に指示されるまま、

・店内に設置された端末に**支払番号**を**入力**、端末から出てくる**用紙**を**レジ**に**持参**し**支払う**

・店員に**直接**「**支払番号**」を**伝え**てレジで支払う

という方法により、実際は犯人の買い物等の支払いをさせられるというものです。

サイト料金未納などを理由に、支払番号を告げられコンビニエンスストアでの支払いを指示された場合は、詐欺を疑い、警察に相談しましょう。

秋田県警察本部